

特別講演

劉士国教授

「中国財産法と不法行為」

上北 正人

去る7月10日、中国復旦大学法学院の劉士国教授が神奈川大学を訪問され、「中国の財産法と不法行為」と題する講演を行われた。中国においては、物権法が2007年3月に全人代において可決成立し、同年10月1日から施行されており、経済成長目覚ましい中国における財産法の現状、とりわけ新しい物権法の内容とその意義を知る上で、たいへん興味深い講演となった。

講演において劉教授はまず、これまでの中国における種々の民事法の成立過程および物権法の成立過程を紐解くことから始められた。1978年に中国において改革・開放政策がとられて以来、既に30年が経過している。その間、商品経済および市場経済の導入により、経済のみならず社会の状況においても、大きな変容が見られるに至った。とりわけ、市民の誕生と市民社会の形成により、その基本的ルールである市民法すなわち民法の制定が急がれ、実際には、1956年には総則・契約



法・物権法・婚姻法に関する民法草案が策定された。しかしながら、これらは法典へと結実することはなかったようである。その後は、統一的な民法典を制定するのではなく、段階的に個別の民事法を制定するという立法方針が採られ、涉外経済契約法など幾つかの法律が制定されたが、その後もなお、物権法の誕生を見ることはなかった。しかしながら、改革・解放の成果を肯定し、それまでに現れてきた様々な矛盾を解決するためにも、物権法の制定が国家的な課題とされた。特に、それまでの土地の国有制を基礎とした単一公有制の克服と私有財産制への移行は急務とされた。こうした事情を背景に、1988年、民法典編纂の作業部会が招集され、物権法制定のプロセスの第一歩を踏み出すこととなった。その後、幾つもの困難にみまわれながらも、ようやく昨年3月に中国物権法が産声をあげたのである。

このようにして、250条にも及ぶ重厚な物権法が制定されたが、このことによって直ちに市民の「所



有」が保護されるというわけではない。法律上認められた権利は、その侵害に対する救済法（不法行為法）が存在して初めて実質的なものとなるのであり、このことは物権法についても例外ではない。ところが、劉教授によると、中国においては「不法行為法」は存在せず、現在、制定に向けた議論が続けられているとのことである。それと同時に、そこでの議論の中から幾つかの問題が意識されていることが指摘された。第一に、個人の権利保護と社会における生産性の維持および社会の発展との調整の問題である。中国はなお発展途上にあり、経済の発展や社会インフラの整備が社会的目標として重視されている。そうした状況において、市民が自らの権利を主張することは、必ずしも歓迎されることではない。むしろ、私権の保護と公共の利益との間で衝突が生じることとなる。そうした場合、私権の享有と公共の利益との関係を如何に調整するかが大きな問題として立ち

はだかることとなる。第二に、新たな責任類型の出現である。例えば、国家公務員の責任、弁護士・税理士などの専門家の責任、あるいは、医療過誤訴訟における医師の責任などが挙げられる。とくに、医師の責任については、都市部と農村部では賠償額に格差が生じるなどの問題も起きているとの指摘があった。このように、これまでは想定されていなかったような問題が生じており、それらが如何に解決されるべきであるのかが問題となるというのである。

これらの問題を指摘された上で劉教授は同様の問題が、すでに日本では議論されてきており、その成果に注目が集まっていると述べられた。確かに、日本においては、すでに専門家責任に関する議論および研究成果が発表されている。さらに、1970年代以降の空港訴訟等の公害法の発展の中で、私権と公共性との調整のあり方について十分な検討がなされおり、今日においては、景観訴訟などにみられる新たな

「私権-公共性」問題に直面しており、そこから得られた成果は中国における問題解決に対しても何らかの示唆を与えるものとなるのではないかと考えられる。もちろん、法の発展と社会の発展は車の両輪である以上、中国社会に根ざした価値観・慣習等に支えられた法解釈がなされるべきであることは言うまでもない。

